

岩手県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により定めた県営土地改良事業に係る換地計画を次のとおり変更した。

なお、同条第5項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成28年9月29日から同年10月27日まで関係書類を縦覧に供する。

平成28年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
猫川左岸地区	当該決定に係る換地計画書の写し	遠野市役所